

(別紙2)

分 収 造 林 の 概 要

1 制 度

国との契約により、貴方（以下「造林者」という。）が国有林に植えて育てた木が成林した時に、造林者と国とがあらかじめ決められた分収割合により収益を分け合う制度です。（地上権を設定するものではありません。）

収益分収の割合は、造林者100分の70、国100分の30となります。但し「天皇陛下御即位記念」分収造林を希望される場合の収益分収は、造林者100分の80、国100分の20となります。

収益分収は、分収木の売払い代金をもってしますが、国が保存すべき樹木がある場合は、材積をもってすることができません。分収木の売払いは、森林管理局長又は森林管理署長等が造林者と協議して行い、また材積分収をする場合は、森林管理署長等が造林者と協議して国の分収する樹木を指定します。

2 設定の内容

①所在及び面積、②契約の存続期間、③植栽すべき樹種及び本数、④植栽の期間及び方法、⑤手入れの方法、⑥伐採の時期及び方法、⑦収益分収の割合、⑧その他特約条項（契約書式は別添のとおり。）

3 分収木の持分等

- (1) 分収造林契約に基づき植栽した樹木（以下「分収木」という。）は、国と造林者との共有とし、それぞれの持分は契約に定められた収益分収割合によります。
- (2) 根株は国の所有とします。ただし、契約をもって特別の定めをすることができます。
- (3) 分収造林契約があった後において天然に生じた樹木であって、分収木と共に成育させるものとして森林管理署長等が指定したものは、分収木とみなします。
- (4) 民法第256条（共有物の分割請求）の規定は分収木には適用されません。
- (5) 材積をもって分収する場合には、造林者は森林管理署長等が指定する期間内に、その分収木の搬出を終わらなければなりません。
- (6) 分収造林に関し第三者から受け取った賠償金等は、その請求に要した経費を差し引き、収益分収の割合により分収します。

4 分収造林契約の存続期間

80年を超えることができません。

5 保護義務

造林者は分収造林について、①火災の予防及び消防、②盗伐、誤伐、その他

の加害行為の予防及び防止、③有害動植物の駆除及びその蔓延の防止、④境界標その他の標識の保存、等の義務を負わなければなりません。

また、分収造林又はその付近に火災等の被害が発生した場合には、遅滞なく森林管理局又は森林管理署等の職員に通報し、かつ応急の処置をとらなければなりません。

6 林産物の採取

造林者は分収造林地の、①下草、落葉及び落枝、②木の実及びきのこ類、③分収造林契約後に天然に生じた樹木（3の③により森林管理署長等が指定したものは除く。）、④植栽後20年以内において手入れのため伐採する分収木を採取することができます。

7 権利の処分等の制限

造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができません。ただし森林管理局長の許可を受けた場合は、この限りではありません。

8 目的外使用

許可を受けないで分収造林契約の目的以外の目的に使用できません。

9 分収造林契約の解除

以下のときには、分収造林契約を解除する場合があります。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき。
- (2) 植栽期間が満了しても植栽を完了しないとき。
- (3) 植栽の終わったあと5年を経過しても成林の見込みがないとき。
- (4) 契約に定められた植栽、手入れ又は伐採の方法に従わないとき。
- (5) 5に定める保護義務の実施を怠ったとき。
- (6) 森林管理局長の許可を受けないで目的外使用をしたとき。
- (7) 造林者がその分収造林につき罪を犯したとき。

※分収造林契約を解除した場合は、植栽を終わった樹木は国の所有になります。

※国又は地方公共団体において、公用・公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要が生じたときには、分収造林契約を解除する場合があります。この場合、造林者は損失の補償を求めることができます。

10 申請

申請書に位置図・実測図・造林計画書等を添えて、森林管理局長へ提出して下さい。

11 契約書の作成

森林管理局長が契約を締結しようとした人に対して、その旨を通知します。通知を受けた人は、指定された期日までに契約書の作成に応じなければなりません。

1 2 規約書の作成

グループ等が造林者である場合は、森林管理局長と協議して、①代表者、②林野の保護、③林産物の採取及び分配、④違約者の処置、⑤その他必要な事項を記載した規約書を作成しなければなりません。この規約書を変更しようとする場合は、森林管理局長の承認を受けなければなりません。

1 3 森林管理署長等の指示

防火線、通路の開設・改修又は手入れのため分収木を伐採しようとする場合は、森林管理署長等の指示を受けなければなりません。

1 4 境界標及び標識の設置

分収造林地、面積、用途、期間並びに造林者の住所、氏名又は名称を記載した標識を設置しなければなりません。

1 5 被害発生の届け出

分収造林について被害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、遅滞なく森林管理署長等に届けなければなりません。

1 6 施業実施等報告

造林計画書において予定されている施業を実施した際は、分収造林地の現況及び施業の実施結果を当該年度の年度末までに森林管理署長等に報告しなければなりません。

1 7 造林、保育、保護管理を委託する場合

分収造林申請書にその旨を記載しなければなりません。なお受託者の紹介を森林管理署等に依頼する場合は、申請と同時に申し出て下さい。